

お互い様活動推進事業実施サロン運営規則

1、目的

「四日市市ふれあいいいきいきサロンお互い様活動モデル加算事業」の実施において、地域包括ケアシステム構築の実現に向けて、四日市市社会福祉協議会と協働でお互い様活動を推進するふれあいいいきいきサロン（以下、サロン）の運営規則を設ける。

2、内容

- (1) お互い様活動（サービス）は、サロンの会員同士で行うこと。
- (2) 助け合い活動推進員リーダーを設置すること。
- (3) お互い様活動に参加するサロン会員は、「お互い様活動モデル加算事業」申込書・同意書に記入すること。
- (4) お互い様活動（サービス）を行うサロン会員はボランティア活動保険、または福祉サービス総合補償に加入すること。
- (5) 四日市市社会福祉協議会が開催する交流会に参加すること。
- (6) お互い様活動（サービス）の様子を写真で撮りのこすこと。
- (7) お互い様活動（サービス）に関するルールを取り決め、会則等を作成すること。
- (8) 収支状況を明朗にするため、通帳を作成すること。
- (9) 四日市市が実施する介護予防・日常生活支援総合事業登録団体は事業費を受けられないことを了解すること。
- (10) お互い様活動（サービス）を通して、地域包括ケアシステム構築の実現に資することができるよう、地域の各種団体、福祉関係機関との連携を意識すること。

附則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。